

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和7年12月4日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の徴収及び還付業務 ※還付にあたり、必要に応じて公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムにより照会する。 ⑤対象者に後期高齢者健診を実施</p>
③システムの名称	<p>①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバーGW ⑥中間サーバー ⑦健康管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル (2)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 (情報提供の根拠) ・なし</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(第43条の2の2)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 国保年金課 健康増進課
②所属長の役職名	国保年金課長、健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
一	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 郵便番号 279-8501  
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市総務部法務文書課(情報公開室)

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 郵便番号279-8501  
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市健康こども部国保年金課  
電話番号 047-351-1111

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年10月20日時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年10月20日時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<h2>8. 人手を介在させる作業</h2>		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者から申請書にてマイナンバーの提供を受け、確認している。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。 紐づけや入力が必要な作業を行う際には、入力時の誤り等により特定個人情報が無関係のものと紐づけられることのないよう、複数人での確認の上、入力等を行っている。	

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  十分に行っている  <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="radio"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="radio"/> 十分である <input checked="" type="radio"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者から申請書にてマイナンバーの提供を受け、確認している。また、紐づけや入力が必要な作業を行う際には、入力時の誤り等により特定個人情報が無関係のものと紐づけられることのないよう、複数人での確認の上、入力等を行っている。だが、一連の作業に人手が介在する限り、人為的なミスが発生してしまう可能性は排除できない。そのため対策を継続し、リスクを最小限にとどめる必要があると考える。 当市においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靭性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。

## 变更箇所